

経営発達支援計画の概要

|      |  |
|------|--|
| 実施者名 | 船橋商工会議所  |
| 実施期間 | 平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日   |
| 目標   | <p>地域小規模事業者の持続的発展につなげることを目標に、経営指導員による各事業者の問題点等を明らかにするための経営分析と、それに基づいた事業計画の策定や、販路開拓支援などを実施し、小規模事業者の経営課題の解決を図る。経営指導員だけでは解決できない高度な課題に対しては、当所に登録の専門家を活用して課題の解決に当たる。そして、将来は、1つ1つの小規模事業者の成功が市内各所に伝播し、小規模事業者による感動あふれる「いきいきとした商い・ものづくりの街、船橋」を目指すことを目標とする。</p>  |
| 事業内容 | <p>1．経営発達支援事業の内容（目標値は3年後の数値を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の経済動向調査 【指針】</li> <li>・経営分析・需要動向調査 【指針、】</li> </ul> <p>(支援目標)巡回窓口相談 5,600 件、セミナー30 回、マル経推薦 120 件<br/>         税務確定申告 500 件、経営分析 100 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の策定・実施支援 【指針】</li> </ul> <p>(支援目標)策定セミナー2 回、広報 12 回、事業計画策定事業者 2 件<br/>         およびフォローアップ指導 4 件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・創業・第二創業（経営革新）支援【指針】</li> </ul> <p>(支援目標)創業セミナー2 回、創業塾 3 回、創業支援 100 事業所<br/>         経営革新セミナー3 回、経営革新計画支援 10 事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者販路開拓支援 【指針】</li> </ul> <p>(支援目標)セミナー・勉強会3回、展示会・商談会3回、展示会参加者<br/>         12社、展示会商談600件、展示会参加3回、展示会出展支援<br/>         9事業所</p> <p>2．地域の活性化に資する取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化事業</li> </ul> <p>(支援目標)朝市 4 回、100 円商店街 5 回、まちゼミ 2 回、一店逸品<br/>         3 回、経営セミナー18 回(参加者 600 人)、専門家派遣<br/>         15 回</p> <p>3．連携する団体等</p> <p>船橋市、千葉県産業振興センター、ベンチャープラザ船橋（中小企業<br/>         基盤整備機構）、日本政策金融公庫、千葉県経営士会、専門相談応じ隊<br/>         （七土業地域支部）</p> |
| 連絡先  | <p>船橋商工会議所中小企業相談所<br/>         住所：千葉県船橋市本町 1-10-10<br/>         TEL:047-435-8211 Fax:047-434-9559<br/>         URL：<a href="http://www.e-funabashi.com/">http://www.e-funabashi.com/</a></p>   |

(別表1)

経営発達支援計画

| 経営発達支援事業の目標  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・船橋市内には15,538事業所(公務・農林漁業を除く)が存在し、そのうち製造業その他2,460事業所、商業・サービス業7,090事業所が小規模事業者である。</li><li>・市内製造その他の事業者の約8割を占める小規模事業所にあつては、コスト競争の激化、人材の確保・育成が困難、製品や部品等の開発力が低い、公的機関や大学等との連携が進んでいない等の問題をかかえている。</li><li>・市内の鉄道7路線35駅の駅前を中心に商店街は60ヶ所に上っているが、そこに属している小売業・飲食、サービス業を営む小規模事業者は、売上の伸び悩みや客数の減少、消費者の消費行動の変化への対応が遅れていることを最大の経営上の問題点として挙げている。</li><li>・また、北部地域は農業、南部地域は漁業が盛んであり、前述の商業、工業との農商工連携事業の推進が求められている。</li><li>・そこで、地域小規模事業者の持続的発展につなげることを目標に、経営指導員による各地域ごとの問題点等を明らかにするための経営分析と、それに基づいた事業計画の策定や、販路開拓支援などを実施し、小規模事業者の経営課題の解決を図る。経営指導員だけでは解決できない高度な課題に対しては、当所に登録の専門家を活用して課題の解決に当たるとともに、経営指導員が同行して専門家の指導技術等の習得を図る(=OJT)。</li><li>・他に、個店の経営発展のため地域資源の活用による商品力の向上や後継者育成、創業支援事業などに取り組むため、県・市行政の事業者向け施策の活用や、各地域の商店会との連携、日本政策金融公庫の平成27年度創設制度「小規模事業者経営発達支援融資制度」の活用等により小規模事業者の持続的発展につなげる。</li><li>・経営基盤の充実、機動性ある事業活動、経営環境の変化への対応力を持った小規模事業者となるよう以上の課題解決や事業を実施し、実現する。</li><li>・また、その実現には、近代的経営管理方法の導入、新たな事業分野の開拓、必要により事業の共同化に取り組む指導を行う。</li><li>・そして、その結果、1つの小規模事業者の成功が市内各所に伝播し、商工業、農水産業、小規模事業者、中小大企業、学校、行政等が一体となり、①船橋らしさの発信 ②商店街や地域の歴史・文化・自然を活かした回遊性の向上 ③暮らしを支える商業活動 ④産学連携による製品開発、地域ブランドの確立 ⑤後継者や新しいリーダーの誕生 など地域経済の健全な発展や地域振興に寄与し、小規模事業者による感動あふれる「いきいきとした商い・ものづくりの街、船橋」を目指すことを目的とする。</li></ul> |
| 経営発達支援事業の内容及び実施期間  |
| <p>(1) 経営発達支援事業の実施期間<br/>平成27年4月1日～平成30年3月31日</p> <p>(2) 経営発達支援事業の内容</p> <p>1. 経営発達支援事業の内容</p> <p>・地域の経済動向調査【指針】</p> <p>経営相談等の資料として活用することを目的に、地区内商工業者の経済動向を調査、分析して、小規模事業者の経営計画策定や取引先の選定など実態に沿って的確にアドバ</p>  |

イスを行い、経営発達支援するために以下の事業を行う。

(事業内容)

- (1) 経営指導員が独自に商工業者の経営実態調査を実施して小規模事業者の地域経済動向を調査・分析する。また、調査結果を基に経営指導に利用できる資料を作成して小規模事業者から相談を受けた際に事業者の成功事例など最新情報を提供していく
- (2) 上記の経営実態調査結果と共に、必要に応じて中小機構作成の景況調査結果報告書などを比較資料として情報提供を行い、船橋地域以外の広域的な情報による景気動向や需要動向の把握、経営方針の策定など小規模事業者の支援に役立てる。
- (3) そのほか、船橋市が定期的実施している商工調査も利用して、小規模事業者の経営指標として分析結果を提供するなど、経営発達支援事業に役立てる。

### ・経営分析・需要動向調査【指針 Ⅰ】

小規模事業者の持続的発展に向け、経営指導員の巡回・窓口相談、各種セミナーの開催等を通じて、小規模事業者へのアンケート調査などにより経営分析を行う。高度な経営課題がある場合は、当所に登録されている専門家(中小企業診断士、税理士、社労士など)を派遣して、経営課題の解決に向けてより丁寧にサポートを行う。

(事業内容)

- (1) 巡回訪問、窓口相談、経営セミナーの開催などを通じて、小規模事業者から直接、現在の経営状況や直面する経営課題などを聴取して経営分析、問題点の抽出を行う。特に、マル経融資相談時の融資推薦書類や、税務指導時の決算確定申告書類などを通じて経営上の問題点の抽出、経営分析する。同時に、相談指導できる絶好の機会として捉え、これを機に経営改善、問題解決まで伴走指導する。高度な専門的課題に対しては、当所に登録されている経営発達計画支援専門家、専門相談応じ隊事業の専門家を活用し、小規模事業者の抱える経営課題解決のためにより丁寧にサポートする。【指針①】
- (2) 事業者の商品、役務の提供内容の需要動向については個店の中期的な売上実績などから分析し、事業計画、経営改善計画策定の一助とし、必要に応じて千葉県産業振興センターなど、関連支援機関のアドバイザーや当所内外の専門家などにより情報収集、分析して経営相談の内容に応じて、例えば事業者間の連携による販路拡大策などの策定に役立つ具体的な情報を提供する。【指針③】
- (3) 以上の結果をもとに経営課題を抽出するとともに、SWOT分析等の手法に基づく経営支援策を提案し、策定した経営方針の実現に向けて支援する。

(目標)

・より多くの事業者による経営発達に向けた情報収集・情報提供及び経営分析

- (1) 当所が実施する小規模経営改善普及事業における目標

| 内容       | 現状     | 27年度   | 28年度   | 29年度   |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 巡回窓口相談   | 5,308件 | 5,400件 | 5,500件 | 5,600件 |
| セミナー開催   | 30回    | 30回    | 30回    | 30回    |
| マル経融資推薦  | 89件    | 100件   | 110件   | 120件   |
| 税務確定申告受付 | 467件   | 480件   | 490件   | 500件   |

(2) 上記の小規模経営改善普及事業の事業者との相談、指導の際に積極的に経営分析を実施する。

| 内容   | 現状 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 経営分析 | 7件 | 24件  | 50件  | 100件 |

(3) 現況では、希望者のみについて経営分析を実施し、経営指導を行ってきた。今後は、積極的に分析を行い、経営課題を抱える小規模事業者の掘り起こしを行う。

(4) 経営分析は、収益性分析＝売上に対する収益性、安全性分析＝借金の返済能力、生産性分析＝より多くの売上高や付加価値などの成果を達成することが出来るかどうかなど小規模事業者にあった分析を行う。

(5) 経営指導員一人当たり年間2件から8件の経営分析目標とし、そのなかから下記Ⅲの事業計画の策定・実施支援を必要とする事業者を選定する。

### ・事業計画の策定・実施支援【指針】

小規模事業者が経営課題を解決し、事業の持続的発展を図るため、上記Ⅰ.の経済動向調査、上記Ⅱ.の経営分析、需要動向調査等の結果を踏まえ、事業計画策定支援及び経営革新認定事業と、必要な伴走型の指導・助言を行う。

(事業内容)

(1) 当所会報誌およびHP、市掲示板（市内25か所）に本事業を広報、周知することにより、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。【指針②】

(2) 事業計画策定セミナー、個別相談会の開催により、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。【指針②】

(3) 窓口相談、巡回指導時に、小規模事業者からの相談等を受けるとともに、事業計画策定を目指す小規模事業者の掘り起こしを行う。【指針②】

(4) 事業計画策定を目指す小規模事業者のほか、マル経融資相談時、税務確定申告指導時には経営分析を行い掘り起こしを行う。

(5) 上記方法により発掘された経営課題を抱えた小規模事業者に対して継続的な発達を目指した事業計画を策定する。また、経営革新認定申請時には事業計画の策定支援を行う。【指針②】

(6) 事業計画策定後の巡回訪問等により事業計画の実施状況確認およびフォローアップを行う。経営革新認定された企業に対しては、3年計画～5年計画における経営指標の目標伸び率達成のためのフォローアップ指導を行う。【指針②】

(7) フォローアップ指導には、当所が行っている「マル経融資」「税務指導事業」「販路拡大支援事業（ビジネス交流会・ビジネス商談会）」「地域資源活用、ブランド化事業」「当所独自に実施している専門家による相談会」や日本政策金融公庫の平成27年度創設制度「小規模事業者経営発達支援融資制度」などの事業を利用して、経営指導員・補助員によるきめ細かな伴走型フォローアップ指導を実施する【指針②】

(目標)

・当所合計2件の事業計画策定支援を目指す。

・セミナー、広報等の回数も合わせて目標数値を次のとおりとする。

| 支援内容          | 現状 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------|----|------|------|------|
| 策定セミナー・説明会の開催 | 0回 | 2回   | 2回   | 2回   |
| 周知・広報の実施      | 1回 | 12回  | 12回  | 12回  |
| 事業計画策定事業者     | 0件 | 12件  | 24件  | 36件  |
| フォローアップ       | 0回 | 12件  | 36件  | 72件  |

### ・創業・第二創業（経営革新）支援【指針②】

地域における小規模事業者数を増加することを目的に船橋市、市内金融機関、ベンチャープラザ船橋、千葉県産業振興センターと連携して創業支援事業を総合的に実施する。創業後も継続的な相談窓口を設け、伴走型の支援を実施していく。

また、小規模事業者の経営力を向上するために経営革新計画認定にむけた事業展開を行う。

（事業内容）

- (1) 創業塾（全5回の講義）を年に複数回（2回以上）開催し、創業希望者にむけ経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身に付く講義を実施。起業実現性の高いビジネスプランの構築を支援する。【指針②】
- (2) 創業塾参加への誘引事業として創業セミナーを年2回開催。内1回は女性のための創業啓発事業と位置付け、女性のみを対象とする。
- (3) 創業時における開業届等各種手続きを指導する他、士業等専門家への相談接点の構築を支援する。【指針②】
- (4) 創業者の資金等調達（借入）に際し、日本政策金融公庫等金融機関との綿密な調整を図り、円滑な資金調達を支援する。【指針②】
- (5) 創業後は、船橋商工会議所が実施する「ビジネス商談会」や時流に沿った講習会、セミナーへの参加を促すなど中小企業、小規模事業者との接点づくりを促進、情報の収集機会を増やすなどの経営に資する知識向上支援を総じて行う。【指針②】
- (6) 継続的な相談窓口を活かし「ワンストップ相談窓口」の位置づけのもと、経営課題の抽出、資金借入れ、経理税務等の相談窓口として対応し、高度な課題については、専門家や支援機関との連携支援につなげて行く。【指針②】
- (7) 小規模事業者の経営力を高めるべく、経営革新計画認定取得にむけた支援を行う。経営革新に関するセミナーや相談会を開催。経営革新計画の策定を支援し、小規模事業者の経営革新認定取得支援を実施する。【指針②】

（目標）

| 支援内容       | 現状      | 27年度     | 28年度     | 29年度     |
|------------|---------|----------|----------|----------|
| 創業セミナー開催   | 1回      | 2回       | 2回       | 2回       |
| 創業スクール開催数  | 1回（7日間） | —        | —        | —        |
| 創業塾開催数     | —       | 2回（10日間） | 3回（15日間） | 3回（15日間） |
| 創業支援者数     | 40事業所   | 100事業所   | 100事業所   | 100事業所   |
| 経営革新セミナー開催 | 0回      | 2回       | 2回       | 3回       |
| 経営革新支援者数   | 1事業所    | 5事業所     | 7事業所     | 10事業所    |

### ・小規模事業者販路開拓支援【指針】

船橋市は林業以外の産業が存在し、製造業においても大手企業や大手企業と協力関係にある中小企業が数多く存在。極めて高度な技術を有する企業も少なくない。小規模事業者はその規模から新規販路開拓、効果的な広報などが脆弱なことから商談会や展示会の参加に消極的な傾向が見受けられる。こうした状況を解消すべく市内中小企業と共同して団体として展示会に出展する。

また、船橋市全体の製造業、工業者を積極的にPRし、認知度の向上と販路拡大につながることを目的に商談会の機会創出。展示会への参加支援を実施する。

(事業内容)

- (1) 船橋市が行う市民まつりにおいて開催される工業展示会「メイド・イン・ふなばし」を足掛かりに小規模事業者と市内中小企業者との連携関係構築支援を行う。【指針④】
- (2) 中小機構が主催する中小企業総合展（平成26年度は新価値創造展）等の展示会参加に際し、団体（船橋商工会議所）としての出展参加。【指針④】
- (3) 効果的な展示・出展方法、プレゼンのレクチャーを目的としたセミナーや勉強会等の開催。【指針④】

(目標)

3年後、小規模事業者の展示会参加を現状の6倍にする。

| 支援内容        | 現状   | 27年度 | 28年度  | 29年度  |
|-------------|------|------|-------|-------|
| セミナー、勉強会の開催 | 1回   | 2回   | 3回    | 3回    |
| 展示会、商談会開催   | 1回   | 2回   | 3回    | 3回    |
| 展示会参加事業者    | 2事業所 | 6事業所 | 12事業所 | 12事業所 |
| 展示会商談件数     | 100件 | 300件 | 600件  | 600件  |
| 展示会参加回数     | 1回   | 2回   | 3回    | 3回    |
| 展示会出展支援者数   | 3事業所 | 6事業所 | 9事業所  | 9事業所  |

## 2. 地域経済の活性化に資する取り組み

### ・地域活性化事業

千葉県、船橋市、日本政策金融公庫、中小企業診断士、当所の小規模担当副会頭や商店会、観光振興会、有識者等で構成される「小規模事業者経営発達支援協議会」を新たに開催し小規模事業者の経営の持続的発展に資する船橋地域の経済活性化への取り組みや、方向性を検討する。また、検討された結果を踏まえて、経営指導員、補助員により商店街のイベント指導や、個店の魅力度向上支援などを行って、船橋地域の経済活性化に向けて積極的に取り組み、小規模事業者の経営発達に役立てる。

(事業内容)

- (1) 千葉県、船橋市、日本政策金融公庫、中小企業診断士、当所の小規模担当副会頭や商店会、観光振興会、有識者等で構成される「小規模事業者経営発達支援協議会」を新たに開催し、当所が今までに取り組んできた船橋駅から船橋港に至るまでの地域活性化事業を更に発展させるため、船橋駅の北部近隣に位置する市場を含めて市内の回遊性を高め、周辺商工業者の景気活性化を図るための方向性などについて検討する。また、支援事業の実施状況、成果に対する評価・見直し案の提示を行う。

(2) 小規模事業者（個店）の経営力向上、魅力を向上させ、地域の活性化を図ることを目的に商店街単位でのPR支援、商店街のイベント指導、各個店への指導を経営指導員、補助員が実施する。

①商店街のイベント指導・個店の魅力度向上支援事業

朝市、100円商店街、まちゼミ、一店逸品などの商店街のイベント事業を指導し、所属個店の魅力度向上を図る。

②経営セミナー・交流会事業

経営セミナーに参加した小規模事業者に対し、相互の情報交換による技術や知識等自己啓発を図ることを目的とした交流会を行い、経営発達に向けての機会とする。

③専門家派遣事業

経営指導員が小規模事業者から高度な相談を受けた場合には、当所に登録されている専門家を派遣して経営課題の解決および経営発達を図ることを目的に支援する。

(目標)

①商店街のイベント指導・個店の魅力度向上支援事業

| 支援内容    | 現状 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------|----|------|------|------|
| 朝市      | 4回 | 4回   | 4回   | 4回   |
| 100円商店街 | 4回 | 4回   | 5回   | 5回   |
| まちゼミ    | 2回 | 2回   | 2回   | 2回   |
| 一店逸品    | 3回 | 3回   | 3回   | 3回   |

②経営セミナー・交流会事業

|      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|
| 開催回数 | 18回  | 18回  | 18回  | 18回  |
| 出席者数 | 600人 | 600人 | 600人 | 600人 |

③専門家派遣事業

|      |    |     |     |     |
|------|----|-----|-----|-----|
| 派遣回数 | 7回 | 10回 | 12回 | 15回 |
|------|----|-----|-----|-----|

### 3. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組み

・他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

東葛地域の商工会議所を対象とする「東葛地域研修会」において、経営指導員等が支援ノウハウ、支援の現状、企業間連携による新しい技術の開発等について情報交換を行う。

また、千葉県商工会議所連合会が主催する経営発達支援に関する会議や、県内商工会議所の事務局長、中小企業相談所長、経営指導員等が集まって開催するそれぞれの会議において、小規模事業者の経営発達支援を目的とした情報交換の時間を新設し、支援ノウハウ、支援の現状、販路開拓や地域資源を活用した新たな支援などについて情報交換をする。

また、上記の会議によって得た情報を基に資料を作成・配布するなどして、組織内部での情報共有を図り、巡回や窓口による経営相談時の経営発達支援に役立てる。

#### ・経営指導員等の資質向上等に関すること

日本商工会議所・千葉県商工会議所連合会が主催する研修の参加に加え、千葉県経営者協会が主催する「経営支援セミナー」や中小企業大学校の主催する研修に経営指導員が年間2回以上参加することで、売上や利益を確保することを重視した支援能力の向上や、記帳指導、税務指導、金融指導などのスキルアップを図る。

また「会議所の経営支援事業に関する勉強会」を開催し、補助員や一般職も参加して、組織内で経営指導のノウハウを共有する。

若手経営指導員については、ベテラン経営指導員に随行して小規模事業者を巡回訪問支援すること等を通じて、指導・助言内容、情報収集方法を学ぶなど、OJTにより伴走型支援に向けて能力の向上を図る。

高度な経営課題解決のために専門家やアドバイザーを派遣する際には、経営指導員が随行して、指導技術や他の支援機関との連携方法などを習得して今後の経営発達支援事業に役立てるとともに、専門家による学習会を設けてレベルアップを図る。

また、経営指導員が習得した支援ノウハウおよび経営相談時に得た小規模事業者の経営状況や分析結果等は、資料または電子データにより保存して必要に応じて閲覧できるように整備し、情報の共有化を図る。

#### ・事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

毎年度、本計画に記載の事業の実施状況及び成果について、以下の方法により評価検証を行う。

- ①前述の「小規模事業者経営発達支援協議会」の席上で船橋市、日本政策金融公庫、中小企業診断士、当所小規模担当副会頭により、事業の実施状況、成果の評価・見直し案の提示を行う。
- ②「小規模事業者経営発達支援協議会」において、評価・見直しの方針を決定する。
- ③経営発達支援事業の成果・評価・見直しの結果については、経済産業大臣へ報告し、承認を受ける。
- ④経営発達支援事業の成果・評価・見直しや、今後の事業計画を当所のホームページで計画期間中に公表する。



(別表 2)

経営発達支援事業の実施体制

| 経営発達支援事業の実施体制   |   |
|-----------------|---|
| (平成 27 年 1 月現在) |   |
| (1) 組織体制        | 船橋商工会議所 中小企業相談所 経営指導員 11 名・補助員 3 名により事業を実施する。<br>他に、事務局職員 14 名が配置されており、間接的に事業を支援する。   |
| (2) 連絡先         | 船橋商工会議所 中小企業相談所 住所：〒273-8511 千葉県船橋市本町 1-10-10<br>電話番号：047-435-8211 ホームページアドレス <a href="http://www.e-funabashi.com/">http://www.e-funabashi.com/</a><br>代表メールアドレス <a href="mailto:fcci@funabashi-cci.or.jp">fcci@funabashi-cci.or.jp</a> |

(別表 3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|             | 平成 27 年度<br>(27 年 4 月以降) | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------------|--------------------------|----------|----------|
| 必要な資金の額     | 123,768                  | 123,770  | 123,770  |
| 中小企業相談所会計   | 117,997                  | 118,000  | 118,000  |
| 一般会計        |                          |          |          |
| 商業活性化事業費    | 756                      | 755      | 755      |
| 工業活性化事業費    | 3,015                    | 3,015    | 3,015    |
| 地域創業促進支援事業費 | 2,000                    | 2,000    | 2,000    |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法                                 |
|--------------------------------------|
| 会議所会費、国補助金、県補助金、市補助金、事業受託費、事業所参加者負担金 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

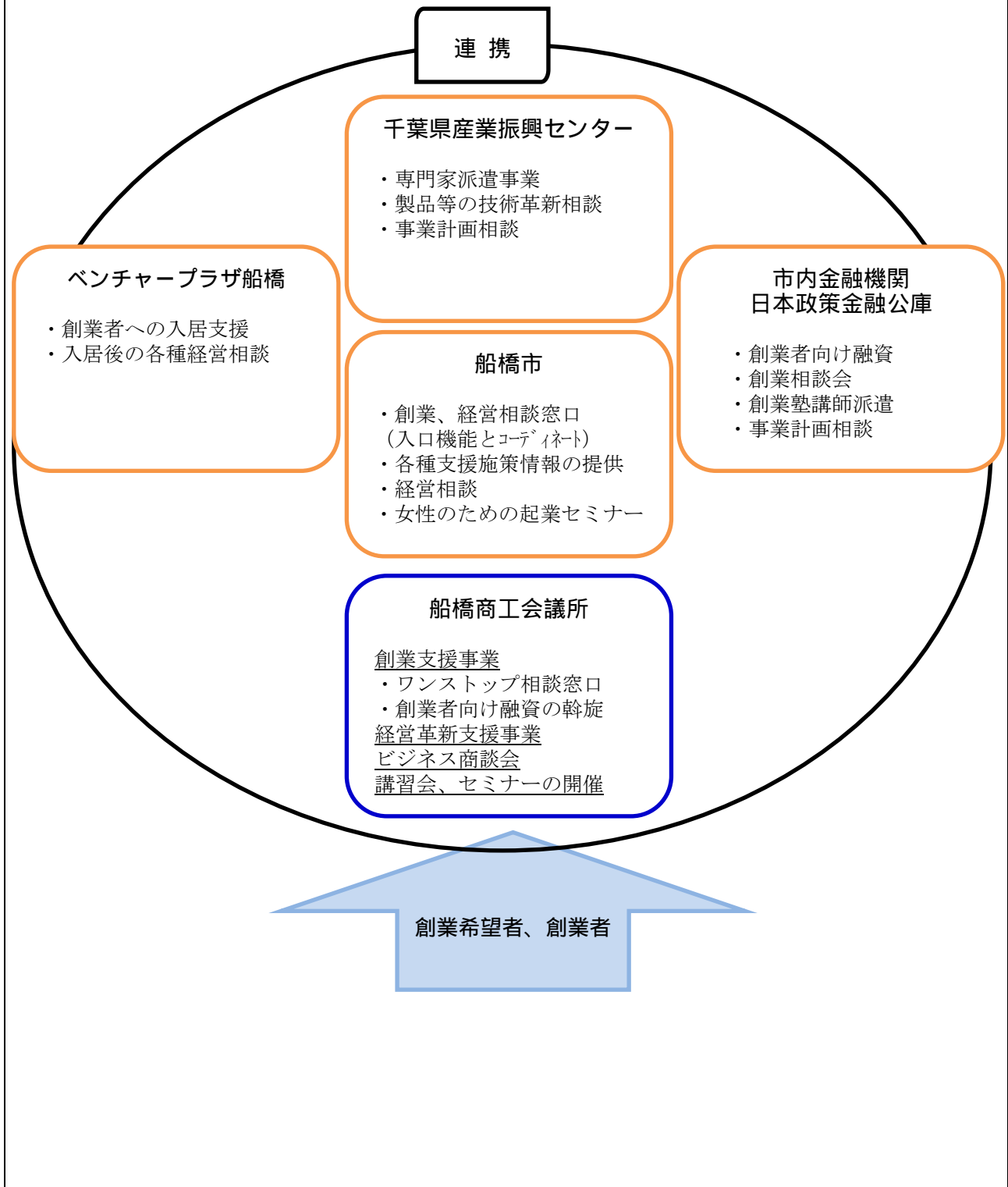
(別表 4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

| 連携する内容  |
|---|
| <p><b>創業支援事業</b><br/>船橋商工会議所と船橋市の連携を中心に、また、日本政策金融公庫等市内金融機関、千葉県産業振興センター、ベンチャープラザ船橋の支援機関とも連携し、創業希望者を創業前から開業後まで、長期的に支援する体制のもとで年間 50 件の創業の実現を目指す。</p>   |
| 連携者及びその役割   |
| <p>船橋商工会議所の地域経済団体として有する市内ネットワーク機能、船橋市の行政支援機能、金融機関の資金支援機能、産業振興センターの有するノウハウ、広域ネットワーク機能、ベンチャープラザの有する広域情報収集機能、これら機能が有機的に連携することにより、小規模事業者への創業、経営革新支援を円滑に実施する。</p> <p><b>船橋商工会議所</b><br/>創業塾、創業・経営革新セミナー、ワンストップ相談支援事業<br/>「ビジネス商談会」、「各種講習会、セミナー」の開催</p> <p><b>船橋市</b><br/>創業・経営総合相談・施策情報の提供、市の各種融資制度</p> <p><b>日本政策金融公庫及び金融機関</b><br/>創業等のための融資相談、マル経融資などの事業資金、<br/>小規模事業者経営発達支援融資制度</p> <p><b>千葉県産業振興センター</b><br/>創業者の経営革新認定取得に向けた相談の他、製品等の技術革新に向けた相談<br/>専門家派遣</p> <p><b>ベンチャープラザ船橋</b><br/>小規模事業者や入居企業等への情報提供や販路拡大、起業者への事業計画等の相談</p> |

# 創業支援事業

## 連携体制図等



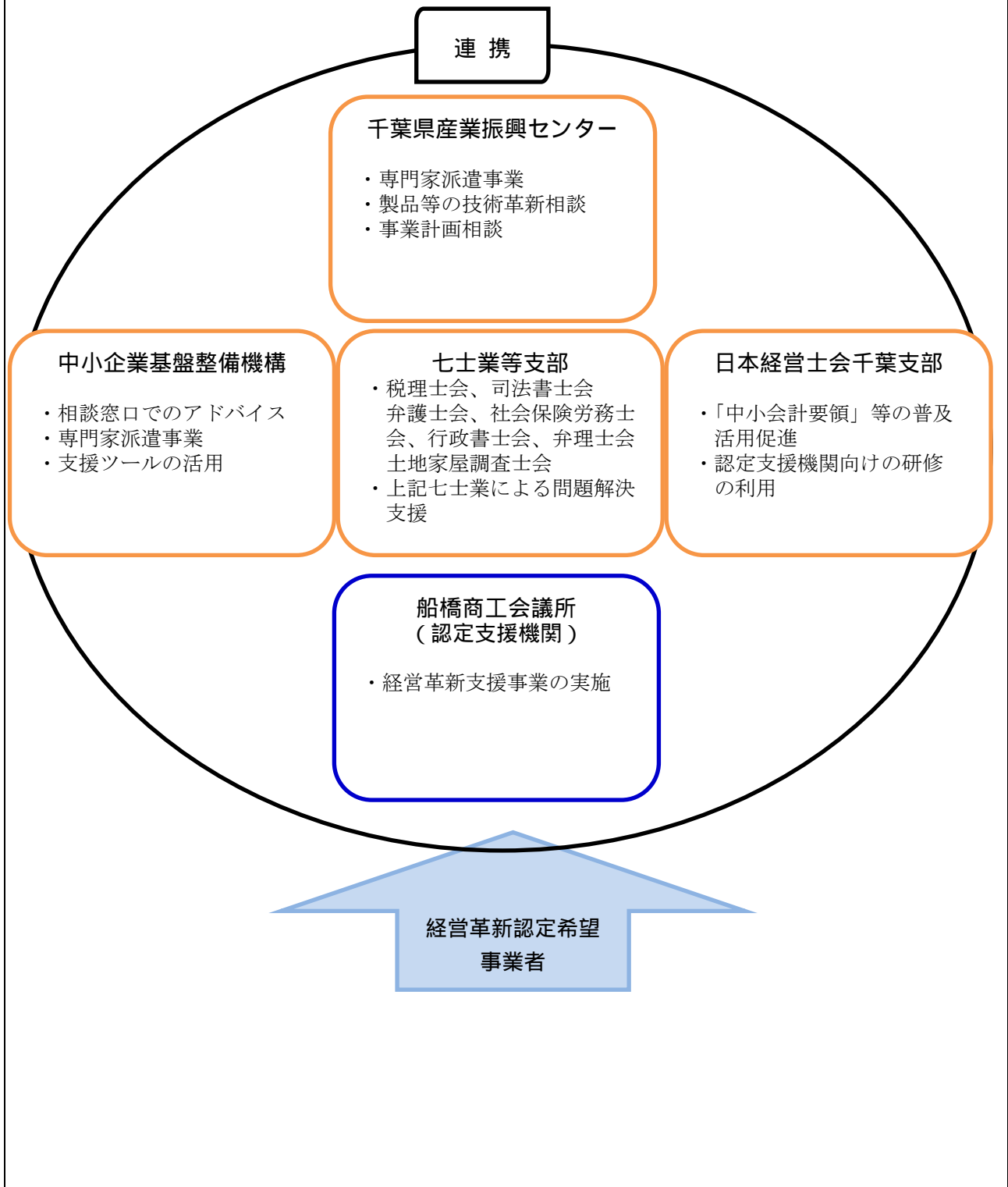
(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

| 連携する内容   |
|--|
| <p><b>経営革新支援事業</b><br/>小規模事業者の経営発展に向け、経営革新計画認定取得にむけた支援を千葉県産業振興センター、中小企業基盤整備機構、七士業の船橋地域支部、日本経営士会と連携し行う。3年後、二桁の認定取得を目標とする。</p>   |
| 連携者及びその役割  |
| <p>船橋商工会議所の経営革新認定機関としてネットワーク機能を活用して、県産業振興センターの有するノウハウ、広域ネットワーク機能、中小企業基盤整備機構の有する全国の広域情報収集機能、これら機能が有機的に連携することにより、小規模事業者への経営革新支援を円滑に実施する。</p> <p><b>船橋商工会議所</b><br/>経営革新認定機関、経営革新セミナー、ワンストップ相談支援事業</p> <p><b>千葉県産業振興センター</b><br/>経営革新認定取得に向けた相談の他、製品等の技術革新に向けた相談、専門家派遣</p> <p><b>中小企業基盤整備機構</b><br/>経営革新相談、専門家の派遣、支援ツールの活用指導</p> <p><b>日本経営士会千葉支部</b><br/>中小会計要領の普及ならびに活用支援、認定機関向けの研修会の開催</p> <p><b>七士業等支部</b><br/>税理士会、司法書士会、弁護士会、社会保険労務士会、行政書士会、弁理士会<br/>土地家屋調査士会による課題解決、事業計画作成等の相談</p> |

経営革新支援事業

連携体制図等



(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

| 連携する内容  |
|---|
| <p><b>小規模事業者販路開拓支援事業</b><br/>船橋市内の商工業者等を積極的にPRし、認知度の向上と販路拡大につながることを目的に商談会の開催、展示会への参加支援を船橋市、中小企業基盤整備機構、船橋機械金属協同組合、船橋市商店会連合会、八千代・習志野・浦安の商工会議所と連携し実施する。</p>  |
| 連携者及びその役割   |
| <p>船橋商工会議所の地域経済団体として有する市内ネットワーク機能、船橋市の行政支援機能、中小企業基盤整備の大規模展示会開催支援機能、船橋機械金属協同組合の先進製造技術等を有する事業者集積機能、近隣商工会議所が有するネットワーク機能、産業振興センターの有する指導ノウハウと広域ネットワーク機能、ベンチャープラザ船橋の有する広域情報収集機能、これら機能が有機的に連携することにより、小規模事業者への創業、経営革新支援を円滑に実施する。</p> <p><b>船橋商工会議所</b><br/>出展者募集、出展者への助言、助成</p> <p><b>船橋市</b><br/>市工業展「メイドインふなばし」出展者募集、助言、助成</p> <p><b>中小企業基盤整備機構</b><br/>展示会の開催、出展者への助言</p> <p>○船橋機械金属工業協同組合<br/>出展者募集、出展者への助言、助成</p> <p>○八千代・習志野・浦安商工会議所<br/>ビジネス商談会の共同開催、ビジネス交流会の共同開催</p> <p><b>千葉県産業振興センター</b><br/>経営革新認定取得に向けた相談の他、製品等の技術革新に向けた相談、専門家派遣</p> <p><b>ベンチャープラザ船橋</b><br/>小規模事業者や入居企業等への情報提供や展示会出展支援、出展者への助言、助成</p> |

## 小規模事業者販路開拓支援事業

### 連携体制図等

